

西予市地域づくり活動センター市民検討委員会

検討事項 8

今後の分館制度の在り方について

(案)

今後の分館制度の在り方について

センター化に伴い、地区公民館はもとより、公民館分館（西予市公民館条例第2条第2項に規定）も大きな変革を求められることから、西予市地域づくり活動センター市民検討委員会のうち、16名の委員により、西予市公民館分館制度分科会（以下「分科会」という。）を組織し、以下のとおり、分館の今後の在り方について専門的に協議検討を行った。

公民館分館は社会教育法第21条に基づき設置された教育施設である。三瓶町では、昭和30年に分館制度を導入し、現在までに町内19か所に分館を設置したうえ、各分館には分館長、分館主事を配置（教育委員会が任命）し、三瓶町の社会教育・生涯学習を推進してきた。また、分館は、行政区の拠点としても地区住民の生活と深く結びつき、地区活動等の場としても重要な役割を担ってきた。

一方、西予市発足の時点で、旧東宇和郡の4町においては、明浜町の一部（平成26年に集会施設へ移行）を除き分館制度の導入は無く、行政区ごとに地元が集会施設を設け、行政区の拠点として利用してきたほか、同施設は地域における社会教育・生涯学習の推進、健康増進・福祉活動推進等の場としての役割も担ってきた。

分科会では、これまで13回（別紙：西予市公民館分館制度分科会の検討経緯参照）にわたり協議を重ねるなかで、分館と集会所では、地域コミュニティ機能は似かよってはいるが、設置目的や管理主体が異なるだけではなく、歴史的背景や地域で連綿と受け継がれてきた施設への思い入れにも、大きな違いがあることについて、委員相互の理解を深めることができた。

（１）地区住民への配慮

令和5年4月からのセンター化に伴う西予市公民館条例の廃止により、分館は市の行政財産（教育委員会所管）から普通財産（市長部局所管）へと所管が引き継がれる。各区での話し合い等により市と契約した施設は、維持管理の主体が区へと変わる事となる。

三瓶町における分館は昭和50年代に建設されたものが多く、当時の人口規模に鑑みた鉄筋コンクリート造の大規模なもの（多くが2階建て）が主流であり、そのほとんどが間もなく耐用年数を迎える。

令和5年4月以降、三瓶町においては、これまでの分館の維持管理体制に大きな変革を求められることとなるため、分館の廃止にあたっては、地域活動に対する継続的な利便性の確保はもとより、建設から今日までの歴史的背景、分館とともに培われた風土と区民の思いを深く理解し尊重したうえでの特段の配慮が求められる。

これらの現状を踏まえ、特に配慮すべき事項としては次の点が挙げられる。

- ①分館は、法令及び条例を根拠に市が設置している教育施設（行政財産）であること。
- ②分館建設時には多くの行政区において、区民が多額の寄付を行っていること。
- ③今日まで分館の維持管理経費の一部及び修繕等を含む施設整備費（50%）を区民が負担してきたこと。
- ④分館は規模が大きく、老朽化したものが多いため、地元管理となれば区民の負担が大きくなること。
- ⑤分館の耐用年数や行政区ごとの世帯数にも差があり、移行方針の一律化が困難であること。

（２）分館の移行方針について

移行方針については、各区においてそれぞれの将来を想定し、状況にあった選択が求められた。

そのため、移行にかかる協議は前述の５つの配慮事項を踏まえたうえで、区民の生活に不可欠な機能や利便性の確保をはじめ、今後予想される少子高齢化や人口減少による過疎化などに対応するためのソフト面、施設の維持管理経費や耐用年数などを踏まえたうえでのハード面を考慮し、「10年、20年先のわが区」を見据えて行う必要があった。

分科会では、上記内容をもとに検討を重ね、分館の移行方針をより具体化するため、次の５つの移行パターンを想定して、下記のとおり提案する。（移行パターン別年次表 参照）

- ①分館を解体し、新たな行政区の拠点施設（地元管理の集会所・公会堂など）を新設する。
- ②現在の分館を今後も地元管理施設として継続して利用する。
- ③地区内の代替施設を利用し、分館は使わない。
- ④近隣区と共同利用する。
- ⑤今後、分館に代わる施設は必要としない。

あわせて、移行に際しての共通事項として、次の内容を提案する。

- ①分館の解体はいずれのパターンにおいても市が実施する（無期限）。
- ②事前（令和５年３月３１日まで）に各分館へ移行調査を実施し、整備計画を作成する。
- ③令和５年４月１日以降、分館は普通財産となり、行政区の拠点施設として利用する区と「無償貸与」契約を締結する。なお、移行調査及び整備計画の作成にあたっては、市と各区で十分な協議を行い進めるべきである。

このように、完全移行のための期間については、19 もの施設（区）の調整や事務手続きが発生し、解体までとなると長い時間が経過する。この間も、市は区と協議しながら、整備計画に沿った業務が確実に遂行されるよう、行政内部の連携・引継ぎを行っていただきたい。

（３）三瓶町地域におけるセンターの配置について

三瓶町においては、地区公民館がない周木及び下泊、また、地区公民館として独立した施設のない三瓶東公民館、地区公民館と分館が併設されている三瓶北・南公民館が存在している。管轄するエリアにおいては、移行パターンを選択する際に、センター配置の影響を大きく受けることが予想され、また、今後の地域コミュニティの在り方にも深く関係することから、早期に地域住民との合意形成を図り、センターの設置場所を決定されたい。

特に、市街地に位置する三瓶東公民館については、分科会で次のような意見が委員から出されており、あわせて今後の検討の参考とされたい。

- ・三瓶東公民館エリアに地域づくり活動センターとして、新しい施設を建設すること。
- ・三瓶東公民館エリアは一つの地域づくり組織で活動するには世帯数が多く、範囲も広い。拠点（組織）は２か所必要ではないか。
- ・活動の拠点となるセンターについては、今後予想される津波災害等の避難場所を兼ねた防災施設が必要である。
- ・市全体の施設整備事業において、その平等性が保たれていない。
- ・三瓶文化会館については、建設経緯及びその意義を踏まえ、文化芸術の拠点となるよう活用を推進すること。

（４）その他

三瓶町においては、19 行政区（平均：173 世帯／区）の比較的大きなまとまりを基礎に分館制度を取り入れ、3 地区公民館及び 19 分館が配置され、施設維持管理経費においても効率化が図られている。

一方で旧東宇和郡地域、とりわけ山間部においては、小規模な行政区が点在しており、三瓶町に比べ地区公民館数も多いが、地理的な要因に鑑みるとやむを得ない状況である。

今回の分科会協議を通じ、市内行政区における規模や数、運営方法の違いを再認識することとなったが、今後加速するであろう少子高齢化や過疎化に対応し、持続可能なコミュニティを構築するため、地域特性を生かしながら、市全体の課題として「市内における今後の行政区の在り方」についても再考する必要がある。

移行パターン別年次表

★移行に際しての共通事項……分館の解体はいずれのパターンにおいても市が実施する。(無期限)
★事前(令和5年3月31日まで)に各分館へ移行調査を実施し、下記パターンによる整備計画を作成する。※1
※令和5年4月1日以降、分館は普通財産となり、行政区の拠点施設として利用する区へ無償貸与します。

R5.4.1 ← 10年間 → R15.3.31 ← 3年間 → R18.3.31		
①	分館を解体し、新たな行政区の拠点施設(地元管理の集会所・公会堂など)を新設する。 新たな行政区の拠点施設の建て替え後は、3年間をかけ、段階的に市からの補助率を減少させ、最終的に全額地元が負担する。	
	●建設にかかる地元への補助率等の特別措置 ・令和5年4月1日～令和15年3月31日竣工(10年間)の建て替え(建設主体:区)。 ・建設にかかる対象経費等は、西予市集会所建設事業補助金交付要綱に準じ※2、地元への補助率※3については特別措置を講ずる。(特別措置の内容… 通常80%補助→85%補助)	●通常の集会所建築と同様(特別措置なし) ・令和15年4月以降の建て替えについては、市における通常の集会所建築の場合(地元への補助率80%)と同様に対応する。
	●維持管理費の負担(補助)割合は現状維持 ・建て替えまでの旧分館施設の維持管理経費は現状どおり、電気、水道料金を対象とする。(建て替え後は3年間をかけ、すべての維持管理経費を対象とし、段階的に市からの補助率を減少させ※4、最終的に全額地元負担)	●皆江分館については耐用年数到来(令和26年1月30日)まで現状維持(市90%:区10%)※5
②	現在の分館を今後も地元管理施設として継続して利用する。 10年経過後、3年間をかけ、段階的に市からの補助率を減少させ、最終的に全額地元が負担する。	
	●維持管理費を負担する割合は現状維持 ・期 間… 令和5年4月1日～令和15年3月31日(10年間) ・対象経費… 電気、水道料金	●段階的に地元の負担割合が増加 ・10年経過後は3年間をかけ、すべての維持管理経費を対象とし、段階的に市からの補助率を減少させ※6、令和18年4月以降は全額地元負担。 ・1世帯当の負担が突出する区(和泉区等)へは特例を設ける。
	●施設修繕、備品購入等を市が実施 ・事前の希望調査により作成した整備計画に基づき、建物の修繕及び建物に付随する備品の修繕・購入等を市が実施。※7 期間:令和5年4月1日～令和15年3月31日(10年間)	●皆江分館については耐用年数到来(令和26年1月30日)まで現状維持 (市90%:区10%)
③	地区内の代替施設を利用し、分館は使わない。	
	●使わなくなった分館の扱いを決定(解体など) ・地域づくり活動センター(仮)、文化会館、その他の施設を利用する。(区の利用は使用料免除)	
④	近隣区と共同利用する。	
	●新設は①、継続利用は②と同じ。	
⑤	今後、分館に代わる施設は必要としない。	
	●使わなくなった分館の扱いを決定(解体など) ・建物を必要とせず、集会施設自体も必要ではない。	

移行パターンにかかる詳細について

※1 各分館における移行パターンの選択、整備計画の作成は、令和5年3月31日までにを行います。
(特別な事情が生じた場合は、別途協議する)

【パターン①】

- 新たな行政区の拠点施設への建て替えまでは普通財産のため、市と「無償貸与」の契約を締結。建て替え後の施設は地元の所有となります。
- ※2 具体的には、集会所の新築に要する経費とし、工事費のほか、設計監理委託料及び建物登記費用を含みます。ただし、敷地の取得及び造成、柵、塀の築造、植樹、備品の購入等の経費は、補助対象としません。また、受益戸数によって、補助対象となる面積があります。
- ※3 建て替えは地元施工であるため、市が区へ補助することとなります。
- 建て替えまでは、市と区の「無償貸与」契約により、すべての維持管理費を区が負担し、市は従来の現状維持に相当する金額を補助金として支援します。なお、年度当初に概算払いも可能です。
- ※4 建て替え後は地元の所有となり、維持管理に係るすべての経費を区が負担しますが、建て替え後の3年間、市は補助金により支援します。補助率は1年目…75%、2年目…50%、3年目…25%、4年目以降…0%です。すべての経費とは光熱水費以外に、浄化槽検査手数料、浄化槽清掃手数料、浄化槽維持管理委託料、消防設備保守点検手数料、防火対象物点検委託料、火災保険 等々の維持管理等に必要な経費です。
- ※5 耐用年数が到来する令和26年1月30日以降の段階的措置等については、市と皆江区とで協議し決定します。

【パターン②】

- 令和5年4月1日から令和15年3月31日の10年間は、市と区の「無償貸与」契約により、すべての維持管理費を区が負担し、市は従来の現状維持に相当する金額を補助金として支援します。なお、年度当初に概算払いも可能です。
- ※6 令和15年4月1日以降は、市から区へ無償譲渡(区所有)するため、維持管理に係るすべての経費を区が負担しますが、譲渡後3年間、市は補助金により支援します。補助率は1年目…75%、2年目…50%、3年目…25%、4年目以降…0%です。すべての経費とは光熱水費以外に、浄化槽検査手数料、浄化槽清掃手数料、浄化槽維持管理委託料、消防設備保守点検手数料、防火対象物点検委託料、火災保険 等々の維持管理等に必要な経費です。
- ※7 具体的には、現行の西予市公民館分館整備補助金交付要綱別表第1に掲げる「施設整備事業(分館の維持管理に要する経費)」、「備品購入事業(分館活動に必要な物と認められる経費)エアコン・冷蔵庫、その他特に市長が必要と認める備品」、「消防設備事業」です。なお、実施時期から最低10年間の使用に耐え得ることのできる程度とし、耐震化・大規模修繕等により多額の費用を要する場合は、建て替えを検討します。

【パターン③】

- 地区公民館を分館として兼用している蔵貫浦分館(南公民館内)及び二及分館(北公民館内)の2分館については、令和5年4月1日以降、区からの負担は基本的には求めませんが、特別な事情がある場合には別途協議します。

◎「移行パターン別年次表」及び「移行パターンにかかる詳細について」に記載のない事項については、区と市の協議により決定します。

西予市公民館分館制度分科会の検討経緯

回	開催日	協議内容	会議資料	傍聴
第1回	令和2年 6月30日	①分科会長及び副分科会長の選任 ②分館制度と市内の現状について ③今後の課題について	資料1 西予市公民館分館制度分科会設置要綱・名簿 資料2 分館・集会所の概要 資料3 西予市内旧町ごとの人口比較 資料4 分館施設の基本情報① 資料5 分館施設の基本情報② 資料6 分館の活動内容・状況 資料7 集会所の維持費 資料8 分館の集会所移行について（明浜町） 資料9 分館懇談会意見要約	—
第2回	7月31日	①集会所整備の経緯等について ②第1回分科会の質疑について（回答）	分資2-1 分館の経過年数と補助事業について 分資2-2 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について 分資2-3 包括承認事項により財産処分を行った事例について 分資2-4 旧東宇和4町における集会所整備の経緯等について 分資2-5 令和2年度当初予算（公民館維持管理予算） 分資2-6 各地区における集会所の利用状況	—
第3回	8月11日	①第2回分科会における質疑（回答）及び資料説明 ②今回のまとめと次回の検討課題について	分資2-5改 公民館の維持管理経費 資料26 西予市公民館体制実態調査一覧表（市民検討委員会資料） 分資3-1 旧東宇和地区における集会所について 分資3-2 西予市集会所建設事業補助金交付要綱における面積	7名
第4回	9月8日	①これまでの協議内容と課題整理 ②各分館意見のとりまとめについて	分資4-1 協議内容について（まとめ） 分資4-2 分館に関するアンケートの実施について	4名
—	10月15日	三瓶地区臨時分館長会 ・分館長（19名）へ分科会の検討状況について説明 ・質疑応答		
第5回	10月21日	①分館の移行方針について ・分館廃止後の各地区の集会施設に関する支援措置について、市の提案として維持管理経費の負担の在り方や支援の期間などを5つのパターンに分けて提示。	分資5-1 分館・集会所の概要と利用状況比較 分資5-2 移行パターン別年次表（案） 分資5-3 年間の経費負担（試算） 分資5-4 集会所の維持管理経費及び世帯負担	3名
第6回	11月12日	①分館（行政区の拠点）の移行方針について ・市が提示した移行パターンの草案について検討協議。		3名
第7回	12月15日	①分館（行政区の拠点）の移行方針について ・市が提示した移行パターンの草案について検討協議。 ②三瓶東公民館の在り方について ・分館の移行と関連するため、三瓶東公民館エリアにおけるセンター配置について意見交換を実施。	分資7-1 分館位置図 分資7-2 三瓶文化会館平面図 分資7-3 西予市公民館分館の集会所移行推進補助金交付要綱	3名

西予市公民館分館制度分科会の検討経緯

回	開催日	協議内容	会議資料	傍聴
第8回	令和3年 1月15日	①三瓶地区のセンター配置と分館について ・第7回に同じ	参考資料 三瓶地区公民館・分館活動部会	10名
第9回	2月9日	①三瓶地区のセンター配置と分館について ・第7、8回に同じ ②分館の移行方針について ・市が提示した移行パターンの草案について検討協議。	分資9-1 今後のスケジュールについて（案） 分資9-2 移行パターン別年次表（案）（分資5-2改訂）	8名
—	2月25日	分館制度分科会報告会 ・分館長（19名）へ分科会の検討状況について説明 ・質疑応答		
第10回	3月30日	①分館の移行方針について ・市が提示した移行パターンの草案について、三瓶委員案をもとに検討協議。	分資10-1 移行パターン別年次表（三瓶委員案）	4名
第11回	4月20日	①分館の移行方針について ・市が提示した移行パターンの草案について、分科会としての意見の取りまとめ。 ②三瓶東地区（公民館エリア）のセンター配置について ・センター候補について、市としての考えを説明。	分資10-1 移行パターン別年次表（三瓶委員案 追記）	5名
第12回	5月20日	①分館の移行方針について ・移行パターンの分科会案に対する市修正案を提示し、協議確認。 ②三瓶東地区（公民館エリア）のセンター配置について ・センターの配置にかかる今後の市の考え方を説明。 ③分科会報告案について ・市民検討委員会への報告書案を提示。	分資12-1 移行パターン別年次表（西予市修正案） 分資12-2 分館制度の取扱いについて（分科会報告案） 分資12-3 西予市公民館分館制度分科会の検討経緯	4名
第13回	5月27日	①分館の移行方針について ②分科会報告案について ・検討委員会への報告内容の最終確認。	分資13-1 移行パターン別年次表（案） 分資13-2 分館制度の取扱いについて（分科会報告案） 分資13-3 西予市公民館分館制度分科会の検討経緯	6名

※会議録は、西予市ホームページを参照ください。